

# 『大規模震災 中央分団の対応』

2013.4.1 改正  
中央分団長 那智博行

## 【匝瑳市消防団マニュアルより】

匝瑳市では震度 5 強以上で「災害対策本部」が設置され、各分団長に指示がでます。

- // 震度 4 又は 5 弱以下では、状況により各分団長に指示がでます。
- // 風水害の警報が発令された場合、状況により各分団長に指示がでます。
- // 風水害の警報がなくとも被害が出た場合、各分団長に指示がでます。
- // 台風等により「市災害対策本部」が設置された場合、各分団長に団員の招集等の指示がでます。

中央分団の対応「市災害対策本部」設置に伴い「中央分団災害対策本部無線」を開局します。

- ・中央分団専用のアナログ無線機（各部との情報の共有）
- ・消防団用デジタルトランシーバー（CH1 にして団本部の指示を待つ）

## 部長・班長の対応

- ① 家族の安全を確認・確保した上で、消防団員としての任務を遂行する。（団服を着用）
- ② 自宅付近の状況を把握し団庫に集合。
- ③ 中央分団無線機を活用し災害対策本部・各部との情報の共有を行う。
- ④ 地元地域住民の安全確保（消防車・徒歩にて町内を巡回し広報活動）
  - ・区長・世話人・消防委員・防犯委員などと連携をとり、地元住民の安全確保に努める。
  - ・町内ごとの一時避難場所の確保と誘導

※町内会議に参加し、議題として数ヵ所かの一時避難場所を定めておくことよい。

防災訓練の様な「震災発生」→「即、避難所（小中学校）へ避難」はあり得ない。

「震災発生」→「一時避難（住民の安否確認）」→「避難所受け入れ確認（避難路など）」→「避難」

【火災が発生した場合】（可能であれば消防署への通達を行うこと）

## 部長・班長の対応

- ① 家族の安全を確認・確保した上で、消防団員としての任務を遂行する。
- ② 火災状況を把握し、中央分団無線機にて状況を報告する。
- ③ 部長・班長指揮の下、消火作業を行う。
- ④ 地元住民の安全確保と避難所への誘導

## 【大規模震災による問題点と注意点】

- ①震災により消火栓の破損や防火水槽の破損も考えられ、十分な水利の確保が困難になります。また、震災による火災は同時多発で「火災旋風」を発生させ、大火災に発展することを想定し、その様な状況下では、消火を行うことより住民の避難を優先し、消火活動は避難所付近を守る防御の放水などを考える。

※中央地区内の耐震防火水槽は、現在、若潮公園や3部団庫駐車場と商工会館裏駐車場にあります。

- ②災害活動は長期間を想定し、団員の体調管理（強制的な休憩・スケジュール）を行うこと。

※人命救助も想定し、消防団としての「災害時のトリアージ」などの指導を行うべき！ なのだが・・・。